

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- | | |
|---------------------------------------|------|
| ○ 企画競争方式に係る手続の開始【建築都市局整備部再開発課】 | 1860 |
| ○ 一般競争入札による市有財産の売払い【建築都市局住宅部住まい向上支援課】 | 1862 |
| ○ 大規模小売店舗の廃止の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 | 1866 |

北九州市公告第514号

次のとおり応募者に資格条件を付与した企画競争方式に係る手続きを開始する。

平成25年7月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 河川上部空間を活用した旦過市場の再整備に係る検討業務委託
- (2) 業務内容 河川上部空間を活用した旦過市場の再整備について、河川管理者である福岡県、河川改修及び河川上部空間の市場整備を行う北九州市、市場関係者等が連携して、民間活力を活用しながら、まちづくりの実現に向けた検討を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成26年2月28日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。また、登録している業務が、都市計画及び開発計画であること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 配置予定管理技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又はRCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有すること。
- (4) 配置予定管理技術者は、次のいずれかの業務について、平成15年度以降、公告日までに完了した業務（再委託による業務を除く。）において主たる担当者として従事した実績を1件以上有すること。
 - ア 地域の活性化やにぎわいづくりを目的とした公共空間（道路、河川等）のオープン化に関する検討業務
 - イ 公共施設等の整備に係る民間活力を活用した事業手法についての検討業務
 - ウ 既成市街地におけるエリアマネジメントに関する業務
 - エ 既成市街地の再編整備や都市機能（商業、交通施設等）の更新に係る検討業務
 - オ 市街地整備事業等（土地区画整理事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等）のコンサルティング業務

3 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定管理技術者の資格、同種業務の実績及び手持ち業務の状況
- (2) 業務の実施方針の的確性
- (3) 業務実施体制及び業務工程表の妥当性
- (4) 再委託する業務内容
- (5) 課題テーマに対する企画提案の的確性、実現性等

4 手続等

(1) 担当部局

北九州市建築都市局整備部再開発課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2454

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 第1号に同じ。なお、説明書は、北九州市のホームページ「ビジネス・産業・まちづくり>入札・契約>その他募集」に掲載する。

イ 交付期間 公告の日から平成25年7月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 交付方法 無償にて交付。なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 企画提案書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 公告の日から平成25年7月29日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参（あらかじめ提出日時を連絡すること。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第4項第1号に同じ。

(4) 詳細は説明書による。

北九州市公告第515号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月9日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 売り払う物件
別表のとおり
- 2 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局住宅部住まい向上支援課
 - (2) 期間 この公告の日（以下「公告日」という。）から平成25年8月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
 - ア 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局住宅部住まい向上支援課
 - イ 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課
 - ウ 各区役所総務企画課及び出張所
 - (2) 期間 公告日から平成25年8月29日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間
 - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局住宅部住まい向上支援課
 - (2) 期間 平成25年7月16日から同年8月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- 5 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札日時 別表のとおり
 - (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
 - (3) 入札及び開札の場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎15階15B会議室

6 入札に参加できる者の資格

- (1) 個人又は法人であること。
- (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者
 - (ア) 入札を取り消されたことがある者
 - (イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者
 - (ウ) 申込みを取り消されたことがある者
 - (エ) 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定及び契約規則第2条の規定に該当する者
 - ウ 北九州市との信頼関係を損なう行為がある者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - (ア) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
 - (イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - (ウ) 次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - a 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - b 暴力団員の内妻等が代表取締役を勤めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - c 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）
 - d 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
 - e 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - f 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）
 - g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (エ) 前記（ア）から（ウ）までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

- (1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

- (1) 受付及び申請書の交付をする場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住まい向上支援課

- (2) 受付及び申請書の交付をする期間

平成25年9月24日から平成26年5月30日まで（日曜日等及び平成25年12月29日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

11 入札に係る問い合わせ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住まい向上支援課

電話 093-582-2777

別表 売り払う物件

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	
1	八幡西区西折尾町894番119	宅地	1,766.17	93,260,000	平成25年8月29日(木)午前9時
2	小倉北区鑄物師町185番24	宅地	151.57	11,770,000	平成25年8月29日(木)午前9時30分

3	小倉北区平松町 192番23	宅地	210.64	14,080,000	平成25年8月 29日(木)午前 10時
4	小倉北区平松町 2856番10	宅地	249.30	18,350,000	平成25年8月 29日(木)午前 10時30分
5	小倉北区平松町 2873番11	宅地	219.78	15,870,000	平成25年8月 29日(火)午前 11時
6	小倉北区鑄物師 町98番24	宅地	272.73	21,550,000	平成25年8月 29日(木)午後 11時30分
7	小倉北区長浜町 298番9	宅地	390.24	28,300,000	平成25年8月 29日(木)午後 1時30分
8	小倉北区長浜町 298番6	宅地	440.48	33,970,000	平成25年8月 29日(木)午後 2時
9	小倉北区長浜町 625番15	宅地	269.80	20,590,000	平成25年8月 29日(木)午後 2時30分
10	小倉北区長浜町 625番13	宅地	153.07	11,910,000	平成25年8月 29日(木)午後 3時

北九州市公告第 5 1 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 5 年 7 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
北九州市小倉北区浅野町一丁目 1 番 1 号
小倉駅高架下ショッピングセンター B（仮称）
- 2 大規模小売店舗の設置者
福岡市博多区博多駅東一丁目 1 番 3 3 号
株式会社ジェイアール西日本福岡開発
代表取締役社長 北條裕介
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1, 8 0 6 平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以下となる
日
平成 2 5 年 6 月 3 0 日
- 6 変更する理由
営業政策上の理由による
- 7 届出年月日
平成 2 5 年 6 月 2 8 日